

中国産モロヘイヤに対する輸入検査の強化について

下ゆでされた野菜の残留農薬については、平成14年3月20日より18品目を対象とし、また、7月10日よりモロヘイヤを含むすべての野菜を対象として検査を実施していたところですが、今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、下ゆでされた中国産モロヘイヤから、生鮮の残留基準値を超えるクロルピリホスの検出が確認されました。このため、本日から中国産モロヘイヤ及び下ゆで等簡易な加工を施したその加工品に対して、食品衛生法第15条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

なお、残留農薬が検出された食品は、食品衛生法第7条に違反するため、全量について廃棄又は積み戻し等の指示を行ったところです。

<経緯>

(1) 9月10日 1回目の違反

品目：冷凍モロヘイヤ（※1）
届出数量及び重量：150カートン、1,500kg
検出農薬：クロルピリホス 0.11ppm（基準値：0.01ppm）

(2) 10月23日 2回目の違反

品目：冷凍モロヘイヤ（※1）
届出数量及び重量：300カートン、3,000kg
検出農薬：クロルピリホス 0.15ppm（基準値：0.01ppm）

※1 下ゆで後冷凍されたもので、製造原料として使用されるもの。

<参考>

中国産モロヘイヤ輸入実績

輸入届出重量

平成14年1月1日～平成14年10月25日（速報値）

	届出件数	違反件数	輸入届出重量
生鮮	0件	0	0 kg
冷凍(加工用原料)	6件	2	12,500 kg
冷凍食品	6件	0	51,806 kg

なお、数値については確認されたもののみ記載した。